

養父市農業委員会

第4回会議録

令和8年1月23日

養父市農業委員会

養父市農業委員会第4回会議録

1. 開催日時 令和8年1月23日（金曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

3. 議 事

議案第11号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

議案第12号 非農地証明交付申請の承認について

報告事項

報告① 農地の使用貸借の解約通知について

報告② 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他

自由討議

4. 出席農業委員（13名）

1 番 木下計介	2 番 珍坂聡	3 番 谷村昭雄	4 番 秋山博
5 番 米田渡	6 番 坂本光	7 番 濱田房子	8 番 足立一雄
9 番 宇佐見孝一	10 番 谷垣重俊	11 番 村上隆司	12 番 和田道直
13 番 田村和樹			

5. 欠席農業委員（0名）

無し

6. 出席推進委員（11名）

14 番 長村賢一	15 番 井上浩一	16 番 荒木奈見	17 番 安田正博
18 番 生田和雄	19 番 圓山満	20 番 山根達夫	22 番 齋藤隆之
23 番 小林誠	24 番 山本尚義	25 番 上垣美由紀	

7. 欠席推進委員（1名）

21 番 栗田匡晃

8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦 主幹 福垣 周作 主査 城戸 優臣 主事 西村 陽聖

事務局： ただいまから第4回農業委員会総会を開会いたします。
開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

秋山会長： ちょっと前段が非常に長くなってしまいまして、大変申し訳ございません。
改めまして、令和8年度の最初の総会ということで、旧年中と変わらず、また
8年度も、農業委員、それから推進委員におかれましては、農業委員会の活動
並びに農業振興に御尽力をよろしくお願いしたいなと思っております。

早々ではありますけれども、昨日来大変な警報が出て、大雪ということで、
大変今日の現地調査、心配はしたわけでありまして、先ほども局長のほ
うから少しありまして、確認をしましたら、何とか現地の調査のほうも行き、
車の運転やそういうことで事故等々もなかったということで、一安心をしたわ
けなんですけれども、今回の現地調査の3班、4班、この2班体制でしていただ
いたわけなんです。非常に議案も多く、それから、行っていく場所も非常に
たくさんあって、7議案ぐらいですか、たくさんありました。非常に御苦労さ
んでして、朝の寒い時間帯から現地確認をしていただきまして、本当にありが
たかったと思っております。

その現地関係で、非常に見にくいところがあったのではないかとということで、
ちょっと後の報告で少し心配は残るんですけれども、その辺のところは、現地
調査班の方、よろしくお願いしたいなと思っております。

それから、先ほども自由討議の話、少しありましたですけども、法律とか、
それから制度並びに現地の状況におきましては、議会のほうを見習いまして、
合意形成ということを主に議事進行は、改めて申しますけども、行いたいと考
えております。

また、今回より自由討議が始まるということで、新たなやり方でやりますの
で、少しどのような形なるかはちょっと分からないんですけども、今、最初
に御説明したとおりのことを一応第1回目としてやせていただきたいなと思
っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。そうして、先ほども言
いましたですけども、この間は暫時休憩ですので、あくまで議事録には残りま
せんので、自由な話し合いをやっていただけたらなと思っております。それが、
各委員さんの今後の農業委員会活動に大いに身になるものであれば非常にあ
りがたいなということで、昔から農業委員をやっておられる方は参考になるお
話し合いを進めていただけたらと考えておりますので、よろしくお願いしたいな
と思っております。

それから、最後になりますんですけども、今後、私のほうから、今日もち
ょっとお話を各委員さんに、関係のある方にお話をしとったんですけど、いろ
いろなお願い事、それから依頼事をすることがあると思います。また、そうい
う依頼事に対して、できるだけ御理解をいただいて、受けていただけるような
状況も今後つくっていただけたらなというふうに考えております。皆さんの協

力と、それから御努力があつて委員会は進むというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいなと思つております。

以上、簡単ではありますがすけれども、皆さん、今日の総会、慎重審議のほうをよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

事務局：初めに、会議の成立を報告いたします。本日は、出席農業委員13名全員の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっておりますので、本日の総会は成立いたします。なお、農地利用最適化推進委員については11名の出席ですので、併せて報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に、会長が総会の議長となり、議事を整理すると規定されております。

秋山会長、お願ひいたします。

議長：養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、8番の足立農業委員と9番の宇佐見農業委員にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。議案第11号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局：1ページを御覧ください。議案第11号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてで、公告は令和8年2月27日を予定しています。

1、設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が184,337平方メートル、158筆です。設定をする戸数は83戸、設定を受ける戸数は13戸となっています。

次に、設定の概要ですが、種類は使用貸借権です。内容別に見ますと、使用貸借権が158筆、184,337平方メートル、うち新規が147筆、170,649平方メートル、移転が11筆、13,688平方メートルとなっております。始期は公告日からで、契約年数は10年です。

詳細については、次ページ以降に記載しております。農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理機構から借受け、耕作するものを記載しております。貸借期間は、新規設定する147筆は令和18年3月31日までの10年間となっております。移転する11筆は、1筆ごとに新規設定された当初の残期間となっております。

なお、今回は、平成27年度に設定した筆が10年経過したことによる更新があります。右端、備考欄に10年更新と記載のある部分はその部分になります。夏梅区と宿南区が10年更新で、今回記載しております。以上でございます。

議長： この件につきまして質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第11号を採決いたします。本案を原案どおり決することにより賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第12号「非農地証明交付申請の承認について」を議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 35ページを御覧ください。議案第12号、非農地証明交付申請の承認についてです。1番、養父市八鹿町三谷の土地2筆で、合計面積が2,335平方メートルです。所有者は八鹿町宿南の方で、非農地の事由としましては、307番の1は、30年前から不耕作となり、現在原野化。303番1は、100年以上前から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、38ページから42ページとなっております。

2番、大屋町糸原の土地2筆で、合計面積が918平方メートルです。所有者は尼崎市の方で、非農地の事由としましては、昭和40年代から50年代に山林化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、43ページから47ページとなっております。

3番、養父市八鹿町九鹿の土地1筆で、面積が287平方メートルです。所有者は豊岡市の方で、非農地の事由としましては、平成12年から境内地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、48ページから53ページとなっております。

4番、養父市建屋の土地1筆で、面積が122平方メートルです。所有者は大坂府摂津市の方で、非農地の事由としましては、昭和年月日不詳の頃から雑種地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、54ページから58ページとなっております。

5番、養父市小城の土地3筆で、合計面積が157平方メートルです。所有者は小城の方で、非農地の事由としましては、62番は約40年前から宅地化、75番の4、76番の4は20年以上前から原野化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、59ページから63ページとなっております。

6番、養父市大屋町山路の土地1筆で、面積が120平方メートルです。所有

者は京都府京都市の方で、非農地の事由としましては、20年以上前から雑種地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、64ページから68ページとなっております。

7番、養父市轟の土地14筆で、合計面積が9,362平方メートルです。所有者は高砂市の方で、非農地の事由としましては、昭和60年から山林化、原野化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは、69ページから81ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

番号1番の八鹿町三谷の件について、担当農業委員より説明を求めます。

1番、木下農業委員。

木下委員： 失礼いたします。まず、この題に入る前に、大変、今日、申し訳ないことをいたしました。時間を間違えておりまして、立会いをちょっと齋藤さんのほうにお願いしたような形になりましたけれども、今日も相手方に対してとても失礼なことをしまして、申し訳ありませんでした。

説明のほうは齋藤さんがしていただいたんですけども、ここでの説明は私のほうがまたさせていただきたいと思います。

一番よく分かるのが、41ページの写真をまず見ていただけたらと思います。この上に載っております写真につきましては、道沿いに広い田があって、番号的には307番の1番ということで、左の40ページの図によりますと、左側の赤いところに囲っているところであります。これは、ここにもあります、もう30年前、私が小さい頃からもうこういうような状態であったのはうすうす覚えております。ですから、ここは、今もそうですけども、30年前からもう耕作としてはされてなかったということで、今の現状のようなものであります。

それともう一つ、下のほうは、ここには今何もないんですけども、その土地の持ち主の方が住んでおられた家があったところであります。今、家が壊されて、こういう平地になっていきますけれども、もう何年だろう、5年ぐらい前までぐらいは家が建っていたというような状況であります。結論から言いますと、始末書にも書いておられますように、どちらももう何年もたっていて、それで、今現在この土地の持ち主の方は宿南の門前のほうに越してこられて、そちらを生活の拠点とされておりまして、上に上がることはほとんどないような状況です。そういった意味で、もうこれを例えば耕作に戻すとか、そういうことはできない、まず無理だというふうに判断しましたので、この件につきまして皆さんの御意見をいただき、承認をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長： 続いて、現地調査員の説明を求めます。

11番、村上農業委員。

村上委員： 失礼します。現地では齋藤委員さんのほうから説明をいただきまして、全く、積雪がありましたけども、この写真のとおりだなという感じの土地でございました。私のほうから特に説明というか、報告というか、大体報告するのは以上でございます。すみません。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
22番、齋藤推進委員。

齋藤推進委員： 22番、齋藤です。先ほど木下委員が言われている、ここ三谷地区は限界集落みたいところで、家に下に下ろされて、もう管理できないというような状態でしたので、承認相当だと思います。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第12号の1番を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： ありがとうございました。
挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号2番の大屋町糸原の件について、担当農業委員より説明を求めます。
6番、坂本農業委員。

坂本委員： 6番、坂本です。よろしくお願いします。
43ページを御覧ください。上が、北側が至る大屋と、それから、その下のほうが明延に行くところでございます。今、真ん中に丸がところ、これは糸原というところでございます。この集落のところは宮本ということと門野というところでございます。
今、この航空写真が非常に古いんですが、ど真ん中に川、どう言ったらいいかな、明延と間違えて書いてあるその上のほう、道から、修正した明延というところまで今、門野バイパスというのができております。その真ん中どころにある場所でございます。

44ページを御覧ください。644番、643番－2というのは、門野バイパスから見て、明延川沿いにございます。

これは字限図ですが、45ページの赤で枠で囲ったところが字限図となっております。

それから、46ページを見てください。上の糸原字新宮644番、それから糸原字新宮643番、これは、川手前、バイパス沿いにある川側から撮影されたものでございます。下の写真は、現地のところに行って撮られたところでございます。ここにも、始末書にも書いてありますが、もう40年、50年、昭和ですね、ぐらいに畑までしておられたんですが、畑をやめて杉の木を植えられたというように聞いております。現状を見ても、もう杉の木で、畑に戻すことは非常に困難なところでございます。

今回この場所は、地元にお住まいになる弟さんに相続するということで、田んぼは稲作でしとるんですけど、ここの地が畑地で非農地証明しないと相続ができないということで、案件として上がってきたものでございます。本当に見て、杉が植わって、元に戻すことができないところでございます。よろしく審議のほうをお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
12番、和田農業委員。

和田委員： 12番、和田です。よろしくお願いします。

今、坂本委員のほうから報告があったとおりです。私たちも現地を見てきましたけども、直径が30センチ以上の杉がたくさん植えられていて、これをまた現況復旧なんて当然できないわけなんで、非農地証明が妥当かなというふうに私的には判断しております。皆さんの御意見をよろしく願いいたします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
24番、山本推進委員。

山本推進委員： 24番、山本です。写真のとおりなんですけど、もう完全に山林という景觀になっておりまして、農地というには到底及ばないような状況で、このまま山林に種目変更ということで問題ないと思います。

議長： 説明が終わりました。これについて質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第12号の2番を採決いたします。本案は原案どおり決

することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： ありがとうございます。

挙手全員と認め、本案は原案どおり決することにしました。

続きまして、番号3番の八鹿町九鹿の件について、担当農業委員より説明を求めます。

2番、珍坂農業委員。

珍坂委員： 2番、珍坂です。今朝ほど現地に行ってきました。この雪で、全て雪で真っ白になっていましたけども、場所的にいって、48ページの左側、小佐、妙見のほうですね、右が八鹿、この真ん中辺に赤丸でしてあるところが申請地になります。

51ページが現況写真ということで、奥の黒いところが防草シートで覆われています。この元の人が、もう高齢、90歳になっておられて、もう既に豊岡のほうに帰っておられます。個人の所有だったんですけども、ただ、帰るということで、この土地は本人も守りができないし、お寺さんに寄附したいということでしたんですけども、お寺さんが農地を持ってないということで、これを境内地ということで申請してお寺さんに寄附したいということで、非農地証明の申請が上がりました。よろしくお願いします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

8番、足立農業委員。

足立委員： 8番、足立です。本日、珍坂委員と一緒に現地調査をしてまいりました。現地を見る限り境内の中で、非農地証明していても問題なかろうかと現地を見て確認しましたので、この場でよろしく協議のほうをお願いしたいと思います。

議 長： 続いて、担当推進員の説明を求めます。

23番、小林推進委員。

小林推進委員： すみません、小林です。現地調査、今日は御苦労さまでした。

僕が見たところによると、境内化というのはちょっと難しい判断かなと思います。それと、どういうふうに判断されるか分からないですけども、この土地においては、農業委員会としたら、農地を維持するんだったら難しい判断を迫られるんじゃないかなというような土地に思えました。判断のほうは協議していただいたらいいと思います。よろしくお願いします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。
坂本農業委員。

坂本委員： 6番、坂本です。これ、今、非農地にされるんですけど、今後の活用か、何か計画はありますか。このままの状態ですれるのか、お聞きになっておられますでしょう。

議 長： すみません、挙手で、名前を言って、立ち上がって、こちらが指名してからお願いいたします。
珍坂農業委員。

珍坂委員： 2番、珍坂です。今後の予定というのは現在聞いていませんけども、現況を見る限りで、この左側に見えるのが庫裏なんで、もともとこれ、畑はちょっと傾斜地になっていました。その傾斜地を、その奥側、ブロックを積んだときの残土だとか、そういうものを入れて平地にしたんですけども、もともとは住職さんの引退してからの庫裏というか、そういうとこをちょっと建てようかということで計画があつたんですけども、高齢になって豊岡のほうに帰られて空き地になったということ、空き地というか、計画が今のところないということで聞いてますけど。以上です。

議 長： すみません、こちらからちょっと御指名させていただきます。現地担当委員の方の説明も少しお願いいたします。

足立委員： 昔のことはよく分かんず。今のここに始末書がつけてあります。私もこの始末書を確認し、現地の人の説明も聞いたりして、この始末書の中身については、ここが昔から譲り受けて、相続という形で、時系列的にそこそこの細かく書いてあるとおりでございます。

今の現地を見ても、何で畑になっとるんかといういきさつは分かりませんが、現状、畑として見る限り、今後確認、変更して、境内の一部として使用するには問題なかろうかという判断を出しました。以上です。

議 長： 今の説明で、坂本委員、どうでしょうか、よろしいでしょうか。

坂本委員： ありがとうございます。分かりました。ありがとうございます。

議 長： この件について、ほかにございませんか。
山根推進委員。

山根推進委員： すみません、山根です。この現況に合わせた非農地証明ですけど、この灯籠の先の垣根、確かに植木が植わって、写真で見ても非農地だと判断できます。その先の黒いマルチか防草シートか、どうなってるか知りませんが、これはどういう状態でこうなっているのかと。その辺をちょっと詳しく説明してほしいですね。

議長： 珍坂農業委員。

珍坂委員： この黒いのはマルチじゃなくして防草シートなんですけども、何ていうかな、昔、前、その大昔は畑だったんですけども、もう耕作できないということで、さっきも言いましたように、この見えない部分をブロックを積み上げたときに、残土というか工事のときの土がこの中にあって、それで、村の人が日役で草刈りをしたんですけども、草刈りがもう大変だということで、防草シートを敷いてあると。実際のこの中が、どういうふうな残土が入ってるかは、防草シートが張ってあるんで確認はしてないんですけども、こういうところかなと。

議長： 山根推進委員。

山根推進委員： その防草シートにしてもあれですけども、残土が入っているかどうか、ちょっとその辺が、僕らから見たらただシートをしてあるだけで、これを非農地って言ったら、ちょっと、何でもかんでも非農地過ぎてね、それだったら。もう少し、このシートの下、めくって見れとまで言いませんけど、結構なこの面積で非農地でこれを出して、ちょっとあれかなと。

我々現地で見てないから分かんけど、挙手権がないんで、それは挙手してもらったら結構ですけどね、ちょっと非農地には見えんなと思って。

議長： 珍坂農業委員。

珍坂委員： 防草シートの張り目というんですか、そういうところが現地の、今日じゃなくして、以前見た限りでは、打ったくいもさびてますし、草等もちょっと顔を出してるから、昨日今日張ったような防草シートじゃないです。

山根推進委員： 昨日今日でないの分かってますけど、だから、そういう農地にシートをして、はいはい、ほんならこれが非農地を通ったらね、ちょっと、何でもかんでも非農地になるんじゃないかと思って。それ年数もたってますけど、確かに。

議長： それでは、今、現地の状況がもう一つ把握ができていないということで御指

摘が入っております。一応意見としては聞かさせていただいております。あとは農業委員さんの御判断と、現地を確認された方も2度説明をされておりますので、推進委員さんもちろん説明をされました。

意見があるようでしたら。

小林推進委員、どうぞ。

小林推進委員： よろしいです、すみません、小林です。現地に立会いは行かせてもらったんですけども、ちょっと雪が降って、雪の状況で実際下までは見えなかったんですけども、申請が上がった時点でこの農地を、非農地証明じゃなく、4条とか5条の申請で何らかの提案ができなかったというのがちょっと1つの疑問。それを有するのが、以前、中瀬の土地で、ちょっと木が生えてるとかなんとかで却下された土地があるので、その土地に比べたら十分畑として再生しようというふうな形で、そのときは多分却下された覚えがあるんですけど、そのことを思えば十分畑として再生できるっていうのが1つ。

それを防ぐためにはちょっと申請が、非農地証明じゃなくて別の申請があったほうがいいんじゃないかなっていうのは感じました。それも、中瀬のが、後から4条か何かで再生変えられたっていうようなことも聞いたんで、その辺のことはちょっと疑問に思った点がありました。

議長： 和田委員。

和田委員： 今日初めてなんで、非農地ってどんなもんかなって今ちょっと調べたんですけども、非農地とは、土地登記簿上、田、畑などの農地になっているのが、実際は宅地や駐車場、山林になっているというふうに書いてあるんですよ。それから見ると、この写真で見ると、全く宅地、駐車場、山林に該当しないというふうに、先ほど小林さんが言われたように思いますので、ちょっと意見として言わせていただきました。

議長： ありがとうございます。
事務局からはお願いできますか。

事務局： 先ほど小林委員が言われた中瀬の件は私もちょっと覚えてはいないんですけども、過去に長野地区で非農地証明が申請が出されて否決されたというのは、農地性があるからということで否決されたのはもちろん覚えております。なので、そういう場合につきましては、農地法2条ですね、農地性があるからということで否決されたということになっております。ですので、もしこれが非農地として認められないということになりますと、逆に言えば農地ということになりますので、農地法3条の許可が可能な土地という判断になってまいります。

なので、ちょっとその辺のことも踏まえまして判断はしていただきたいというふうに思います。非農地も駄目ですし、農地法3条も認められないということはある得ないということになりますので、そこの件も踏まえて判断はしていただく必要がございます。

当初の農業委員の新任研修のときにでも、非農地証明の認定ということで書いておるわけなんですけども、周囲の状況から見て、その土地を非農地と判断しても特段の影響がないと見込まれ、かつ次の要件の全てを満たす場合。非農地となってから20年以上経過し、農地への復旧が困難な土地であると認められる場合。法第51条、これは処分ですね、現況復旧の処分の対象でない土地。農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域内の土地でない場合というようなことで、その要件を満たせば非農地として判断してよいということになっております。

ですから、先ほど申し上げました農地法2条に該当する農地性がある農地であるのか、あるいは、農地性がない非農地と判断するのかという判断が必要ですし、先ほど資料で申し上げました要綱にありますように、特に非農地となってから20年以上経過し、農地への復旧が困難な土地であるかどうかというようところが判断基準になるのかなというふうに思いますので、そうしたところで判断をしていただきたいと思います。

小林推進委員： それは1つ満たせばいい。あとの2つ。

事務局： あと、ですから、非農地となってから20年以上経過し、農地への復旧が困難な土地。それから、現況復旧の処分の対象となった土地でない場合と、農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域でない土地であること。この3つの要件を満たす必要があるということです。

小林推進委員： 最初の2つ、最初、真ん中の1つが当てはまらないかなと思っちゃう。

事務局： です、農用地でもないですし、処分の対象となった土地でもないですから、非農地となってから20年以上経過し、農地への復旧が困難な土地であるかどうかという判断になるのかなというふうに思います。

小林推進委員： それが、例えばこのようにシートをしてあったら、シートさえすればその案件は満たされるというんじゃなくて、20年はあれですけど、20年、そのほかの農用地、地域外っていうのも含めてですけど、この写真を見る限りには、多分シートを剥がしたら畑にできることがあって、それで考えたら、この写真を見たら、シートが張った畑でいますよね、この写真だったらですけど、この辺の判断は。

事務局： その部分につきましては、先ほど地元委員さんが言われましたように、そのシートの下が残土が入っていて、復旧ができるかどうかというところの判断になるかのも一つの判断基準だとは思いますが。

木下委員： すみません、よろしいですか。

議長： はい、木下農業委員。

木下委員： 失礼します、1番、木下です。先ほどのあれを聞いとると、現地は、私、見てないんですけども、写真で見ますと、確かに耕作できるような感じもします。ただし、これ、誰が耕作するのかということもやはり考えないといけないんじゃないでしょうか。これが恐らく農地を外れないというふうに判断したとしても、この後、誰も管理しなければ、5年先、10年先にはもう想像できる土地になると思うんです。それだったら、今のうちに何かそういった地域のために活用するようなことという意味で、認めることになりますよね、そういう先進的なことについての認めるということで、そういうような解釈はできないものなんでしょうか。

議長： 小林推進委員。

小林推進委員： 僕は反対してるわけじゃないんですよ。僕は非農地証明はどんどん出したらいっていい考えなんで、もう先が見えない土地ってたくさんあるんで、僕はそれはどんどんどんどん非農地証明を出したらいいと思うんですけども、今までの前例があるんで、これは難しいんじゃないかっていう判断です。例えば、先ほど課長が長野の土地、中瀬の土地そういう前例をつくっちゃってあるので、基本的に農業委員っていうのは農地を守らなきゃいけないっていう文言が入っちゃってる分もあるので、その辺の判断が難しいんじゃないかなって思う。その辺の判断基準がやっぱりある程度。

僕は、さっきも言いましたように、何かで利用することがあるからこういうふうにするんで、例えば境内で使うとか、今度いずれ、例えば誰かが買いたいっていうときに、農地だったら買えない人が買えるっていうような。中瀬の土地がそうだったんですよ、離れちゃいますけど。隣の人が買うのに、これは農地に再生できるからっていつて却下されちゃったんですよ。そういうふうな、わざわざ売買で成立する、地元の人がこれから、近所の人がたしか都会に出ちゃってて、地元の近所の人がその土地を買うのに、農地だったから買えなかったってのがあったんですよ。それを非農地証明を取るときに、木も生えてたんですけども、これはまだ再生できるって言われて却下された件があったので、

そういう判断基準がちょっとあったっていう例を挙げて、ここの判断はちょっと難しい分があるかなと。

僕は賛成なんですよ。大体シートなんかかぶせちゃったら、まずずっと使わないからシートかぶせちゃうので、ちょっとそれは一つの意見として。だから、判断が難しいなあっていうところで慎重に、これから先の展望としても考えなきゃいけないかなっていういい事例だと思います。

議長：ありがとうございます。

最後には、ちょっと話は事務局のほうからまとめますので、それで御理解いただきたいと思います。

事務局：先に、木下委員の御質問について、御説明についてちょっと回答させていただきます。

木下委員が発言された件につきまして、この非農地証明の要件ということで、今回は境内地ということになっておりますが、例えばこれが森林の様相を呈している例えば森林原野の場合ですと、その土地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、その場合であって、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合、こういった場合も非農地証明という判断はできるということにはなっています。ただ、今回の議案は境内地ということですので、ちょっとここの部分には当てはまりませんが、木下委員が言われたことは全部違うということではないということです。

議長：米田委員、よろしくお願いします。

米田委員：失礼します、5番の米田です。私も少しだけ意見を言わせていただきますけど、恐らくここは境内の近くの土地だったということで、畑を作られなくなっただけから、地元の関係者の方がこうして管理をされとった。管理をされとったので、恐らくススキが生えたり、木が生えたりせずに、こういうふうな状態で、きれいな状態で今までのところとどまっておられたとは思いますが、先ほどからも意見があったんですけど、本来であれば農地に戻すことが可能かなというふうに写真的には見えますけど、先ほど意見があったように、今後ここが農地として維持管理できる状況なのかというふうに捉えると、やっぱり耕作者もいず、このままほっといても何にもならんのであれば、この際非農地として認めてあげることも大切な方法じゃなかろうかと私は思います。

それから、以前の判例のことですね。私も長野の判例のときにはこの委員会におりましたので、皆さんの意見を聞いたんですけど、実際には農地として残すべきかどうかということになると、本当にその土地が今後も継続して農業

の生産に寄与できる土地であれば残すべきやと思うんですけど、条件的にはこういう、航空写真を見ても、ちょっと一段高いところでこれから農業生産をどんどんやっていこうというような土地には見受けられませんし、農業委員として農地を守る立場ではありますけど、現況を見れば、非農地として承認してあげてもいい土地かなというふうに私は思いました。以上です。

議長： 今、事務局と、それから米田委員のほうから説明がありました。
今の局長からの説明を最終の説明とさせていただきます。
それでは、それ以外にも質疑はございませんですか。
谷垣委員。

谷垣委員： 10番、谷垣です。今日、現地を、先ほどの足立委員、それから、こちらの村上委員、調査委員ということで、今日、現地を見させていただきました。事前にこの始末書であるとか、写真であるとか、航空写真、字限図等を今日見て行ったんですけども、特に先ほどからも出ていますシートがしてあるところですね。そこまでは、めくって今日見ることもできませんでしたけれども、これのずっと、特に始末書を書かれた方のやつをずっと見ていますと、随分と御苦労されて管理をしてこられたんだなということがうかがえます。

それで、これからはもう自分自身は、違う住職が来てそこを管理するという事で、既に若い住職さんが、まだ独身の方のようですけれども、そこに入っておられて、していますけれども、今日は我々委員以外に説明に来られとったのが、前市長が来られ、総代をされてるってということで今日来ておられました。その方からも説明を受けたんですけども、やっぱり、何ていいますか、この土地に行くに当たっては、ここにも書いてありますけど、とっても農業機械が行くような土地ではないですわ、ここは。そして、これ、石垣が積まれたっていうことになってますから、それをされなかったらもっと崩落をしておったんじゃないかなというように見受けました。

これからの先のことを考えたら、管理のこととかってというようなことを考えたら、ここは荒れてしまうというようなことで、農地としてはどうも不適切だなというように今日は感じたところですけど。以上です。

議長： ありがとうございます。
それでは、今の意見で終わりとさせていただきますして、議案第12号の3番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号4番の建屋の件について、担当農業委員より説明を求めます。

11番、村上農業委員。

村上委員： 失礼します、11番、村上でございます。私の地元のところでございます。建屋の、昔、建屋村役場があったところのちょっと上のところなんですけども、写真は57ページの写真を見ていただくのが一番分かりやすいかなと思います。住宅地のところに隣接しました土地がもともと畑だったらしいんですけども、御覧のとおり山林化しております。持ち主の方が生きておられるときからもう木を植えたりされていたのではないかなと思います。養子に入られた方が今、大阪の摂津のほうにおられて、盆と正月ぐらいは帰っておられたんですけども、今回、農業法人さんのほうに、もう売り渡したのかな、これから売るのがよく分かんないんですけども、今度新しく農業実習の外国人の方の住居として使用されるということで、大工さんが入って仕事をされていました。

御覧のとおり、これを畑にするということはとてもむちゃなことというか、そんなことせんでもええというような気がいたしますので、現状のとおりしていただくということで御納得いただけたと思います。以上です。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

8番、足立農業委員。

足立委員： 8番、足立です。ただいま村上委員のほうから説明がありましたとおりです。ここ、農業法人さんが既に関わっておるということを聞いておりますので、この雑木化しとる植栽を撤去するかどうかは知りませんが、ここを非農地証明という形にしても何ら問題なからうという思いで今日見てきましたので、よろしく協議のほうをお願いしたいと思います。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。

16番、荒木推進委員。

荒木推進委員： 16番、荒木です。ちょっと仕事が抜けれなくって、その時間には皆さんと御一緒できなかったんですが、後から確認してまいりました。今説明があったとおりで、写真のとおり木が生えてて、申請相当だと思います。よろしくお願いします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第12号の4番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号5番の小城の件について、担当農業委員より説明を求めます。

3番、谷村農業委員。

谷村委員： 3番、谷村です。59ページを御覧ください。地域局前の道が左から真ん中ら辺まで延びている位置になります。その道を、Yタウンのほうに向かっていただいて312号線に当たったところの交差点を左に曲がって、1個目の信号を小城のほうに向かった、小城集落内に入ったところ辺りにこの土地があります。

60ページを御覧ください。それがこの3筆の土地になります。

62ページを御覧ください。62番というのはこの所有者の住宅のそばにある農地になるんですが、ここにはもう既にコンクリートを打って、農業倉庫ということで建てられた倉庫が建っています。なので、ここももう農地に戻すことは厳しいなっていうところですし、下の写真になりますと、右手が山になりまして、左手が集落のほうになるんですが、手前のアスファルトのところは、お宮の境内に向かうアスファルトがコンクリートをしてある道路になっています。そこの正面といいますか、そこに2筆あるんですけども、64番の4の土地の右側に山から流れてくる川がありまして、以前それが氾濫したことがあるようで、土砂等が流入した経緯があるようです。その小川の補修だと思うんですけど、ちょっと土手を高く盛りまして、防草シートじゃないですけど、もっと頑丈な何かセメントを塗ったようなシートがしてあります。なんで、ここはもう多分そのときから、土地のかさといいますか、それも変わってしまったような状況で、私、これ、反対側から、今日でなくて事前に見に、確認に行かせていただいたときは、もうちょっとう、何ていいますか、木が生えてたりして荒れたような、山林化してるような、原野化してるような感じは見受けられました。

75番の4のほうは田んぼなんですけども、ここに関しての水路等も特に、どこから水が入るんだというような、そういうような田んぼでして、多分、土砂が入ったときによって、それらも変わってしまっているのかなというのが現状です。

始末書もありますし、非農地相当ではないのかなと思いますので、御審議よろしくをお願いします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。
10番、谷垣農業委員。

谷垣委員： 10番、谷垣です。今日、現地を見させていただいて、10時過ぎだったですね、現地に行ったのは。そしたら、ちょうどここの地区っていうのは大変何か日当たりの悪いところで、ずっと何間かありましたけれども、その半分ぐらいしか日が当たってない、あとは山の陰になっているっていうようなところであります。それで、これ、62ページの写真には日光が当たっている部分があって、この陰が、家の陰も映ったりしておりますけれども、これ、いずれも、上の写真も、下の写真も、非常に夕方というか、午後に日が当たるようなところであったようです。

今日もこれ見ましたら、62番のほうの倉庫が建っているところについては、コンクリート舗装がずっと前から、そこも40年前から農業倉庫っていうことになっておりますし、始末書にも。それから、62番のところは、そこよりもさらに山のすぐそばで、大変日当たりの悪い場所で、田んぼと畑がこう、昔はそういうふうにしてましたっていうことになっていきますけれども、ここには、始末書にはいつ原野化したか時期不明となっておりますが、こっちの事務局のほうからの説明では20年前ほどってなっておりますけれども、かなり昔から耕作がほとんどされてないような農地になっておるといような現況であります。

だから、農地としては今後にはできないなというように思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
19番、圓山推進委員。

圓山推進委員： 圓山です。よろしくお願いします。

先ほど来、農業委員さんのほうから丁寧に説明していただきました。ありがとうございます。その中で特に問題となるようなことではないんですが、この申請者の方は、農業が嫌いだというか、できなくてここを放棄するのではなくて、新たな農地を購入するに当たって、お父様からの登記が完全にできてなかったということを知られて、今回の申請に至られたようです。

実際、水稻をされていますが、専業の農家ではないのに昔からおうちのほうで苗から育てて作られてて、ほかの農家の方の苗も請け負って作られてるぐらい熱心な言ったら篤農家の方です。また、息子さんも農業に従事するということで、小城地区ではこの先が楽しみな農家の方なので、申請のほうをよろしくをお願いします。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第12号の5番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号6番の八鹿町山路の件について、担当農業委員より説明を求めます。

13番、田村農業委員。

田村委員： 13番、田村です。よろしくお願いします。

64ページを御覧ください。大屋地域局の北側を走っているのが県道48号線大屋羽賀線になっております。その一步南側、大屋地域局の南側を旧道が走っておりまして、そこから30メートル、40メートルほどさらに山手のほうに上がったところが申請の土地になっております。

66ページの字限図を御覧ください。赤枠のところが申請地になっております。この東側の宅地、193番のところが申請者の名前になっております。恐らく193番の宅地の裏手にずっと庭があって、65ページを見ていただいたら分かるんですけど、宅地の中の家の裏手ですね、ずっと庭が整備してあって、途中から地目としては畑になっておるんですけども、そこも庭としてずっと使っておられたという形跡でありました。

67ページ御覧をください。写真の右手からずっと庭が延びていまして、この67ページの赤枠の部分が畑地なんですけれども、既に長年にわたって、かなり大きくて立派な石積みがされていて、その両サイドに木が植えてあったり、途中、スロープなんかもしてあって、ここはもともと庭としてずっと利用されていたというようです。

今回この土地、現状この状態から農地に戻すのはかなり難しいのではないかと考えております。御審議のほうをよろしくお願いいたします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

9番、宇佐見農業委員。

宇佐見委員： 9番、宇佐見です。朝早くから現地確認をしていただきまして、ありがとうございます。今、現地を見てというんか、申請地の所在と場所は、今、田村委員が言ったとおりです。

それで、現地を見させていただいた結果、67ページの現状写真のとおり、本当にスロープをつけて、ここで庭として、石垣やら、そういうふうな樹木やらを植えていたんだなという感じが受けました。ですから、庭として何か増設したみたいな感じなんで、その後、農地としてこれからされるという現状ではないと思いましたんで、申請どおり許可申請でと思いますんで、よろしくお願いします。

議 長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
25番、上垣推進委員。

上垣推進委員： 25番、上垣です。今朝、見てまいりました。雪が降っていましたが、今お二人の委員がおっしゃられたとおり、石積みがしてあったりとかして、とっても農地には戻せない土地だなと思って、見てまいりました。よろしくお願いします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありますか。

(質 疑 な し)

議 長： 質疑なしと認め、議案第12号の6番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議 長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。
続きまして、番号7番の轟の件について、担当農業委員の説明を求めます。
5番、米田農業委員。

米田委員： 失礼します、5番の米田です。轟の地区なんですけど、今日、特には調査委員の方には、雪の中で、特に雪の深いところであります轟まで調査に来ていただきまして、本当にありがとうございます。

資料のほうなんですけど、まず、37ページのところで、筆数がたくさんあります。全部で14筆、9,326平米と、面積もたくさんの面積になっております。ただ、この轟というところは、もともと集落がぽつんとあったところでした。昭和30年代ぐらいに農耕の費用で農道で道路をつけて、轟、大根畑ができたというので、ちょっと特殊な地域でもあります。それまでは歩いて上がる道しかなかったんですけど、そういうような道ができたというところで、69ページに航空写真があります。続いて、ここを見ていただきたいと思います。

この中で、山林と原野、雑種地と両方あるんですけど、その中でも、18-4、コウロというところですね。それから新ケ久保で、22-16、22-15、22-14、それから栗林が217、杉ノ本で115、ここはもう完全な山林になっております。始末書では昭和60年頃というふうにも書いてあるんですけど、恐らくそれ以前からもう大きな杉になっておりますので、山林の形態になっておったのではなかろうかと思います。

それから、この土地につきましては、大体が新ケ久保とコウロにつきましては、字限図を見てもらうと分かるんですけど、縦横区画割りをしたような土地です。したがって、共有地を農地として地区で分けて開墾して、その当時は食料増産の時代でありますので、畑として活用したいというようなことで、した土地ではなかろうかというふうに思います。そういうふうな経緯があった土地ですけど、実際にはあまり活用もされず、杉が大きくなってしまっておるのが現状です。

それから、この全体の航空写真を見ていただくと、上のほうに出合というふうな矢印があって、右下のほうに杉ヶ沢高原というふうな矢印があるんですけど、出合の集落から農耕事業でつけた道路を約2キロ余り上がってきたところにこの轟集落があります。ここまでの上がってくる途中に轟川というような小さい川がずっとあって、その下線沿いに農地がずっとあるんですけど、ここは非常に棚田で、小さな田んぼばかりだったんです。小さい田んぼですと、幅2メートル程度の細長いような棚田がずっと続いております。もう少し大きい田んぼも当然ありますけど、そういうふうな地形の中で以前は農業をされ、田んぼで稲を作られとったんですけど、今では全部もう荒れてしまっております。この轟地区で私が知る限りでは、2枚だけ田んぼが稲作付されております。それ以外の田んぼは全部もう、何ていいますかね、ススキの原になってしまっておるような現状があります。そういうことで、今回出てきたところも、先ほど言いましたところにつきましては山林になっておりますし、それ以外の399番地、419番地、426番地、446番地、435番地、これについては、ススキがいっぱい生えて原野化しておるのが現状です。

70ページのほうでは、もう少し分かりやすいんですけど、419番地がメインに写真が出ておりますけど、もうススキが大きくなっては切り倒されて、また夏になったら伸びているような実情です。

71ページのそこは、これは先ほど言いましたが、山林になっておるものです。今日は大変雪が深かったもんですから、現地につきましても、ちょっと遠目から現地を眺めるような形でしたし、杉林については、なかなか近くまでは行けませんでしたが、現地調査の方には見ていただいております。

79ページのところでは、雪のないときの写真を撮っていただいたのが出ております。これ、元は農地のところだったですけど、田んぼであったり、畑であったり、本当に集落近くのところも完全に荒れ果てて、ススキの原になっておるとい

うような写真です。

80ページのとこの写真で、上のところにあるの、少しこれは冬になってからの写真なんですけど、今日の状態に近いような状態なんですけど、もう少し雪の少ないときでした。それでも雪がかぶっておりまして、現地はこういうふうな状況で。

あと、始末書なんですけど。申請人のほうから始末書が出ておりまして、昭和60年頃にというふうなことも書いてありますけど、轟集落もかなり人口が減って、高齢の方が亡くなった後は空き家になっというふうな状態で、この譲尾さんも実際は、県内なんですけど、都市部のほうに出られておりまして、こっちはおられません。後をどうするんかというのと、ちょっと本人さんからは聞けなかったんですけど、区長さんに話を聞いたところ、今回の申請で非農地にして、新しくこの轟の地区に大根作りに入植されとる方がありまして、その方に全部譲りたいんだということで、自宅を含めて、この農地全てを売却する予定のようです。これからは管理もできないし、新しい方に譲りたいということで、今回非農地証明の申請を出していただいております。

ちょっとたくさんの筆なんですけど、現況の写真を見ていただきまして、確認をしていただきたいと思います。私の見とる限りでは、非農地証明が妥当じゃないかなろうかと思っておりますが、以上、よろしくお願いします。

議長： 続いて、現地担当委員の説明を求めます。
13番、田村農業委員。

田村委員： 田村です。よろしくお願いします。

今日、午前中、轟のほうに見に行かせていただきました。非常に雪が多くて、申請地全部で14筆となっておるんですが、現実的にもうたどり着くことができないような土地がほとんどということで、3筆ほど現状を見せていただきましたが、かなり雪が多くて、農地としてどのような状況かっていうのは、目視でちょっと分かる範囲は少なかったですけれども、米田担当委員のほうから説明がありましたとおり、轟地区、田んぼ200枚のうち現状2枚しか作られていないということで、今後農地としてこの申請地をまた利用していくというのはかなり難しいのではないかと感じました。御意見のほうをよろしくお願いします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。
14番、長村推進委員。

長村推進委員： 失礼します、14番、長村です。今日、午前中に現地調査、同行してまいりました。非常に雪が多い中で、目視でしか見えませんでしたけど、ただいま

報告があったとおりでございますので、審議のほうをよろしくお願いします。

議長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、議案第12号の7番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

議長： 挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告①農地の使用貸借の解約通知について、事務局より事務局より説明を求めます。

事務局： 82ページを御覧ください。報告①農地の使用貸借の解約通知についてです。
1番、大屋町夏梅の土地1筆、面積は1,821平方メートルです。貸人は神戸市灘区の方は、借人は大屋町中の方です。合意解約年月日は令和7年12月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後、中間管理事業を活用し、大屋町の株式会社が耕作されます。

2番、八鹿町八木の土地2筆、合計面積は3,830平方メートルです。貸人は大阪府都島区の方、借人は八鹿町高柳の株式会社です。合意解約年月日は令和7年12月31日、土地の引渡しも同日です。解約条件なしの合意解約によるもので、今後は、1868番は、引き続き八鹿町高柳の株式会社が農地中間管理事業を活用し耕作します。1841番は、八木の別の方が農地中間管理事業を活用し耕作します。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

続きまして、報告②農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

議長： 83ページを御覧ください。報告②農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1 番、八鹿町上小田の土地 8 筆、合計面積が2,941平方メートルです。申請人は大阪府高槻市の方です。取得した日が令和6年11月1日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

2 番、玉見の土地 2 筆、合計面積が693平方メートルです。申請人は玉見の方です。取得した日が昭和18年3月1日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっています。

3 番、玉見の土地 1 筆、面積が1,183平方メートルです。申請人は玉見の方です。取得した日が昭和20年7月4日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

今回お配りしております、こちらの相続した農地についての御案内ということでお配りしております。用紙を御覧ください。こちらは、登記上農地であるが、現状、農地以外の地目になっている場合、相続した方にお知らせするために御案内するものです。今後これを活用していこうと思います。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。

1 つけ加えます。先ほど相続した農地についての説明が事務局よりありましたですけれども、これは前回の総会の際に推進委員の方から指摘があったことに対する文書ということで理解をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、その他に入ります。ここからが自由討議ということになっておりますので、暫時休憩ということでよろしくお願いいたします。

(暫 時 休 憩)

議長： 再開します。以上で自由討議を終了します。

以上で、第4回農業委員会総会を閉会いたします。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 秋山 博

署名委員 宇佐見 孝一

署名委員 尾花 一雄